注　記

１ 重要な会計方針

（１）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

　　①　有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

　　　　　取得原価が不明なものは再調達価格により計上しています。

　　　　　ただし，取得原価が不明な道路，水路等の底地（地方自治法施行令第166条第2項に規定する財産に関する調書に記載を要しない土地）については，備忘価格１円としています。

　　②　無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

　　　　　取得原価が不明なものは再調達価格により計上しています。

（２）有価証券等の評価基準及び評価方法

①　市場価格のある有価証券････････会計年度末における市場価格

②　市場価格がない有価証券････････取得原価

　　③　出資金・出捐金････････････････取得原価

　　　　ただし，実質価格が著しく低下したものについては，相当の減額を行った後の価格

（３）有形固定資産等の減価償却の方法

　　①　有形固定資産等（リース資産を除きます。）･････････定額法

　　　　　なお，主な耐用年数は以下のとおりです。

　　　　　　　　　建物 8年～50年

　　　　　　　　　工作物 5年～60年

　　　　　　　　　物品 2年～20年

　　　　　　　　　ソフトウェア　５年

　　②　リース資産

　　　　　　ア　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

　　　　　　　　　･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

　　　　　　イ　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

　　　　　　　　　･･････････リース期間を耐用年数とし，残存価値をゼロとする定額法

　　　　　　ただし，リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。

（４）引当金の計上基準及び算定方法

　①　投資損失引当金

　　　市場価格のない投資及び出資金のうち，連結対象団体（会計）に対するものについて，実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

　②　徴収不能引当金

　　　長期延滞債権については，過去５年間の平均不納欠損率により，徴収不能見込額を計上しています。

　　　未収金については，長期延滞債権の過去５年間の平均不納欠損率により，徴収不能見込額を計上しています。

　③　退職手当引当金

　　　期末自己都合要支給額（地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定に用いる退職手当支給予定額）を計上しています。

　④　損失補償等引当金

　　　履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち，地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

　⑤　賞与等引当金

　　　翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について，それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（５）リース取引の処理方法

　①　ファイナンス・リース取引

　　　ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　　　　　　･････通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　　イ　ア以外のファイナンス・リース取引

　　　　　　･････通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　②　オペレーティング・リース取引

　　　　　　･････通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（６）資金収支計算書における資金の範囲

　　　　現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

（７）採用した消費税等の処理

　　　税込方式によります。

（８）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

　①　物品及びソフトウェアの計上基準

　　　物品については，取得価額又は見積価格が50万円以上又は重要物品の場合に資産として計上しています。

　　　ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

２　重要な後発事象

　　平成30年4月1日に公立大学法人公立小松大学が設立され，普通交付税の大学に係る基準財政需要額の大学運営交付金が，一般会計で同年度から発生します。

３　偶発債務

（１）保証債務及び損失補償債務負担の状況

　　　次の団体の金融機関等からの借入債務に対し，保証を行っています。

　　　　　・小松市土地開発公社････････････221,159千円

　　　　　・（一財）小松市開発公社･･･････････8,380千円

　　　　　・（一財）こまつ看護学校･･･････････3,600千円

　　　　　・（株）こまつ賑わいセンター･････490,500千円

４　追加情報

（１）対象範囲（対象とする会計名）

　　　一般会計

　　　　なお，公債管理特別会計は一般会計等に含まれますが，一般会計との重複及び地方債借換に伴う歳入歳出のみを行う会計のため対象に含めていません。

（２）一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

　　　一般会計等と普通会計の対象範囲は一致しています。

（３）地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては，出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

（４）表示単位未満を四捨五入して表示しているため，合計金額が一致しない場合があります。

（５）地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は，次のとおりです。

　　　　実質赤字比率･･････････････－％

　　　　連結実質赤字比率･･････････－％

　　　　実質公債費比率･･････････15.6％

　　　　将来負担比率･･･････････164.9％

（６）繰越事業に係る将来の支出予定額

　　　　繰越明許費･････････1,223,335千円

（７）基準変更による影響額等（主なもの）

　　総務省方式改訂モデルに基づく普通会計ベースの平成27年度貸借対照表における「有形固定資産」199,827,179千円は有形固定資産の評価基準の変更等により6,709,791千円減少し，「有形固定資産」193,117,388千円としています。

　　なお，このうち土地については14,373,475千円減少しています。

（８）売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

　　売却可能資産の範囲は，翌年度予算において，財産収入として措置されている公共資産としています。

（９）減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

　　満期一括償還となる地方債を起債してないため，積立不足はありません。

（10）地方交付税措置のある地方債のうち，将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額･･････58,004,506千円

（11）地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は，次のとおりです。

　普通会計の将来負担額･････････････････････････　110,615,948千円

　［内訳］普通会計地方債残高････････････････････　65,595,072千円

　　　　　債務負担行為支出予定額･････････････････　1,516,927千円

　　　　　公営事業地方債負担見込額･･････････････　38,453,595千円

　　　　　一部事務組合等地方債負担見込額･･･････････ 8,775千円

　　　　　退職手当負担見込額･･････････････････ 　19,206,518千円

　　　　　第三セクター等債務負担見込額 ･･･････････ 4,684,507千円

　　　　　連結実質赤字額････････････････････････････ 　0千円

　　　　　一部事務組合等実質赤字負担額･･････････････ 　0千円

　基金等将来負担軽減資産････････････････････････ 77,514,839千円

　［内訳］地方債償還額等充当基金残高･････････････　5,245,064千円

　　　　　地方債償還額等充当歳入見込額･･･････････　3,040,625千円

　　　　　地方債償還額等充当交付税見込額････････　58,004,506千円

　　　　　都市計画税収入充当可能額･･････････････　11,224,644千円

（差引）普通会計が将来負担すべき実質的な負債･･････33,101,109千円

（12）地方自治法第234条の３に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額･･････291,512千円

（13）純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

　①　固定資産等形成分

　　　　固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

　　　　なお，小松市の固定資産等形成に係る地方債残高（将来世代が固定資産等形成に対して負担する額）は34,895,046千円です。

　②　余剰分（不足分）

　　　　純資産合計額のうち，固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

（14）基礎的財政収支

　　　　基礎的財政収支　1,420,526千円

（15）既存の決算情報との関連性

　　地方自治法第233条の規定に基づく決算情報との関連性

　　　一般会計等と一般会計の範囲は一致しているため，歳入歳出決算書と資金収支計算書の総計は一致しています。

（16）一時借入金の状況

　　一時借入金の限度額は5,000,000千円です。

（17）重要な非資金取引

　　新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額

　　　資産：230,483千円　　負債：219,430千円